

茨城県報

号外第242号

昭和54年8月20日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●土地改良事業工事完了の公告(14件)(農地管理課)	1
●新規土地改良事業の認可(5件)(")	4
●土地改良区役員の就退任(")	5

告 示

茨城県告示第1249号

昭和48年7月18日付けで、計画の確定のあつた県営稲荷地区土地改良事業については、昭和54年3月31日をもって工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和54年8月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1250号

昭和50年11月22日付けで、計画の確定のあつた県営河内地区土地改良事業については、昭和54年3月31日をもって工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和54年8月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1251号

昭和50年11月5日付けで、計画の確定のあつた県営宮地地区土地改良事業については、昭和54年3月31日をもって工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和54年8月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1252号

昭和51年12月27日付け、農管指令第567号をもつて認可のあつた布佐地区土地改良事業については、昭和54年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和54年8月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1253号

昭和50年5月31日付け、農管指令第262号をもつて認可のあつた佐倉地区土地改良事業については、昭和54年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和54年8月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1254号

昭和50年10月30日付け、農管指令第458号をもつて認可のあつた吉原地区土地改良事業については、昭和53年11月30日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和54年8月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1255号

昭和49年1月31日付け、農管指令第22号をもつて認可のあつた埴地区土地改良事業については、昭和53年11月30日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和54年8月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1256号

昭和50年10月27日付け、農管指令第454号をもつて認可のあつた上太田地区土地改良事業については、昭和54年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和54年8月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1257号

昭和48年 5 月 1 日付け、農管指令第 123 号をもつて認可のあつた江戸崎入地区土地改良事業については、昭和54年 3 月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第 2 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1258号

昭和52年 1 月11日付け、農 管 指 令 第 5 号をもつて認可のあつた岡見地区土地改良事業については、昭和54年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第 2 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1259号

昭和51年 8 月 6 日付け、農管指令第 342 号をもつて認可のあつた下根地区土地改良事業については、昭和54年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第 2 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1260号

昭和50年 8 月18日付け、農管指令第 353 号をもつて認可のあつた駒塚地区土地改良事業については、昭和54年 3 月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第 2 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1261号

昭和52年 7 月26日付け、農 管 指 令 第 339 号をもつて認可のあつた埜地区土地改良事業については、昭和53年11月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第 2 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1262号

昭和54年 4 月12日付け、農管指令第 161 号をもつて認可のあつた柴崎地区土地改良事業については、昭和54年 4 月28日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第 2 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 金 沢 利 行

茨城県告示第1263号

昭和54年 5 月24日付けで、小谷沼土地改良区から申請のあつた小谷沼北部地区土地改良事業の計画変更及び定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項及び第30条第 2 項の規定により昭和54年 8 月 9 日認可した。

昭和54年 8 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1264号

昭和54年 5 月15日付けで、鹿島郡銚田町大字串挽 752 森作芳郎ほか17名から認可申請のあつた串挽地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和54年 8 月13日認可したので、同法第95条第 4 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1265号

昭和54年 4 月10日付けで、古河市長平野二郎から認可申請のあつた大山教明地区土地改良事業を、昭和54年 8 月10日付けで、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1266号

昭和54年 5 月14日付けで、瓜連町長生天目正から認可申請のあつた古徳地区土地改良事業を、昭和54年 8 月11日付けで、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから同法第96条の 2 第 7 項の規定により公告する。

昭和54年 8 月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1267号

昭和54年5月12日付けで、大宮町長岡部勝一から認可申請のあつた小野地区土地改良事業を、昭和54年8月13日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和54年8月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1268号

鹿島郡鹿島町大字明石135番地に事務所を置く鹿島海岸土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和54年8月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 矢 萩 啓 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字清水77	理 事	黒 沢 義次郎	理 事 長
" " " 129	"	吉 沼 栄 一	
" " " 124	"	大 川 松 一	
" " 大字小宮作2	"	大 川 鋼 一	
" " 大字清水111	"	箕 輪 不三男	
" " " 195	"	小 原 市太郎	
" " " 133	"	小 原 源 紀	
" " " 286	"	小 原 要	
" " " 267	"	小 原 大	
" " " 222	"	小 原 善 一	
" " 大字明石677	"	飯 塚 国 雄	
" " " 55	"	富 上 利 雄	
" " " 51	"	内 野 清 一	
" " " 132	"	内 野 恵 雄	
" " " 410—3	"	飯 塚 熊太郎	
" " 大字神向寺208—2	"	片 田 喜 作	
" " " 583	"	大久保 賢 一	
" " " 589—1	"	田 口 留五郎	
" " " 83	"	石 津 新 作	
" " " 86	"	大 川 勝 雄	

"	"	大字小宮作594	"	大 川 福 松	
"	"	" 778	"	大 川 寿 雄	
"	"	" 692	"	大 川 成 一	
"	"	" 791	"	大 川 久太郎	
"	"	" 708	"	大 川 雅 章	
"	"	大字下津335	"	鈴 木 利 市	
"	"	" 466	"	池 田 勇 作	
"	"	" 348	"	城之内 武 雄	
"		大野村大字小山1159—22	"	田 口 悟 郎	
"	"	" 573—5	"	稲 葉 實	
"		鹿島町大字小宮作784	監 事	大 川 久治郎	総 括 監 事
"	"	大字神向寺589	"	田 口 忠 義	
"	"	大字清水731	"	吉 沼 徳 一	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字清水77	理 事	黒 沢 義次郎	
" " 大字小宮作 2	"	大 川 鋼 一	
" " 大字明石410—3	"	飯 塚 熊太郎	
" " 大字清水129	"	吉 沼 栄 一	
" " " 195	"	小 原 市太郎	
" " " 222	"	小 原 善 一	
" " " 286	"	小 原 要	
" " " 124	"	大 川 松 一	
" " " 267	"	小 原 大	
" " " 87の1	"	實 川 忠 平	
" " 大字明石51	"	内 野 清 一	
" " " 55	"	富 上 利 雄	
" " " 2	"	富 上 博 生	
" " " 4	"	平 沼 寿 修	
" " 大字神向寺208の2	"	片 田 喜 作	
" " " 79の1	"	大 川 善三郎	
" " " 83	"	石 津 新 作	
" " " 583	"	大久保 賢 一	
" " " 589	"	田 口 忠 義	

"	"	"	580	"	田 口 滋 雄
"	"	大字小宮作	594	"	大 川 福 松
"	"	"	708	"	大 川 雅 章
"	"	"	778	"	大 川 寿 雄
"	"	"	692	"	大 川 成 一
"	"	"	791	"	大 川 久太郎
"	"	大字下津	348	"	城之内 武 雄
"	"	"	466	"	池 田 勇 作
"	"	"	335	"	鈴 木 利 市
"		大野村大字小山	573の 5	"	稲 葉 實
"	"	"	1159の74	"	野 口 定 則
"		鹿島町大字清水	1009	監 事	黒 沢 俊 直
"	"	大字小宮作	784	"	大 川 久治郎
"	"	大字神向寺	589の 1	"	田 口 留五郎

★ 県政の総覧 ― 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（金 1,000 円）
（休日の場合は繰り下ぐ）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所